

四	三	二	一	行	平	省	○
發行方法の適法	用振等替法	の法律及項及びそ	の法發行根拠	の法發行及記	條律行項及そ	件等及記	平令第三十

債定特あ争争う札価振の以律社一法会一るた運十財十利
市め別つ入入。へ格替適下へ債項律計号法め営四政七付
場る参て札札に以を機用一平、及第に一律のに号法回
特も加、と発によ下競闘を振成株び二関第へ公必一へ
別の者財同行る「争は受替式第十す三平債要第昭
參にご務時一発価に日け法十三等四三る条成のな四和
加よと大にと行格付本る「と行の年法第二発財条二
者るに臣行い(競し銀もとい)、法振七律一十行源第十
・発応がわう以争て行のう。法替条第一項四のの一二
第行募各れ。下入行とと。第七に第四平並年特確項年
I(限國る、「札わすし。」度債入価価「れ。」の規
非下価一額市札格格とる。その定法
格国を場で競競い入の定。

庫債券(二十一年)一
財務大臣。麻生太郎
行利付国債づき、大藏
第百六

第七十二号
第五条第十一項(昭和五十七年三月三十日告示)
第十二号
第十一項(昭和五十年三月三十日告示)
第十一項(昭和五十七年三月三十日告示)
第十一項(昭和五十七年三月三十日告示)
第十一項(昭和五十七年三月三十日告示)

六

イ
發

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国発競I加場

五

ロ
イ
方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

律のに二つ定う額
 第公必億いにち面
 三債要七て基、金
 条のな千はづ財額
 第発財七、き政で
 一行源百額発法七
 項のの十面行第千
 の特確万金し四九
 規例保円額た條百
 定にを、で利第九
 に閑図財四付一十
 基する政百国項
 づるた運九債の億
 き法め當十に規円

込募各当も各
 み限國ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を圃別応ち
 割内參募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい

發別にご務後格競
 行參よと大に競争
 一加るに臣行争入
 と者發応がわ入札
 い・行募各れ札發
 う第へ限國るの行
 。II以度債入募
 非下額市札入と
 価一を場でのい
 格國定特あ決う。
 競債め別つ定一
 争市る參てを及
 入場も加、しご
 札特の者財た価

ハ

口 イ
払

国行争非者特国入価込
 債入価・別債札格金
 市札格第参市発競金
 場発競I加場行争額

ハ

口

行争非者特国行争非者特国
 入価・別債入価・別債
 札格第参市札格第参市
 発競II加場

千二百五億四千六百三十六万円
 二千五百億二千六百七十七万円
 千二百三十億二千四百七十五万円
 八百三十三億二千四百五十五万円
 百付一會八國項計十債のに八に規關億つ定す円いにるて基法、づ律額き第面發四金行十額し七

でた条特千利第別百付一會八國項計十債のに八に規關億つ定す円いにるて基法、づ律額き第面發四金行十額し七
 でた条特十で利第九つ定す千額發千利第別万三付一億いにる二面行九付一會円千國項ニテ基法百金し百國項計八債の百はづ律六額た九債のに十に規關六十つ定円額發四万二付十いに、面行十円千國七て基同金し六、九債億はづ法額た条特百に五、き第で利第別五つ千額發四六付一會十い八面行十百國項計六て百金し七七債のに億は三額た条十に規關六、

十
十
三
二

十
十
ロ
イ
一
發

九
八

の 経 利 入 値 · 別 債 行 争 非 者 特 国 入 値 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 値 · 别 債 札 格 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 値
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

振 額 最
替 低 行 争 非 者 特
額 入 値 · 别
单 面 札 格 第 参
位 金 発 競 II 加

額面金額の総額
る定り払募年
°す算込入○
る出金決・
期し額定五
日たにのパ
に金加通ト
払額え知セ
いを、をン
×込第次受ト
む二のけ
も十算た
の号式者
とにには
す規よ、

100	0.5
365	62

額 錢 額 平 す 額 の 振 五
面 以 面 成 る の 記 替 万
金 上 金 三 ° 整 載 法 円
額 の 額 十 数 又 の
百 円 そ 百 一 倍 は 規
に 円 そ 円 一 年 の 記 定
れ つ ぞ に 二 金 錄 に
に つ ぞ に 二 月 額 は よ
れ つ き れ つ 二 に 、 る
百 の き 一 応 百 二十 よ 最 振
の き 一 円 百 一 募 一 日 る 低 替
四 値 円 一 値 四 も 額 口
十 七 格 四 七 錢 十 の 面 座
錢 十 と 金 簿

二十九十八七十六十五十四

払者入払元償償後第初
込札場利還還の二期期
期参所金金期利期利
日加支額限子以子

平財日額平るい日毎額下は期た期平
成務本面成利てを年定、が金と成
三 大銀金五子、支六す次そ銀額し、三
十 臣行額十をそ払月×る号の行を
一 から百年支の期二〇〇期及翌休支次
年 地円十払日と十× 0.5 日び営業払の年
二 通知に二う以し日 $2|1$ に第業う算六
月 知つ月。前、及つ十日。式月
二 をき二六各びい六にに二
十 受百十月支十て号支當だよ十
日 け円日間払二同に払たしり日
た 者に期月属に二じおう、算を
者 すお十。いへと支出支
て以き払し払